

「(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会」

第24回全体会議の議事録(H22.9.25)

【全体会議】

事務局 これから第24回白岡町自治基本条例をつくる会を始めます。それでは、開催にあたりまして内山会長から挨拶を頂きます。よろしくお願いします。

内山会長 先週に比べ、急激に涼くなりました。体にご自愛をいただきたいと思います。この条例もまとめ作業に入りました。この条例の内容を重いものにするためにご協力をお願いします。

事務局 続きまして、高澤秘書広聴課長より挨拶を申し上げます。

高澤課長 急激に寒くなったので、体調を崩しやすいと思います。体にご自愛いただき、引き続き議論をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

事務局 それでは議事に入ります。進行については、内山会長をお願いします。よろしくお願いします。

内山会長 暫時、議長職を務めさせていただきます。よろしくお願いします。本日の全体会議の進め方について事務局から説明があります。

事務局 資料の確認をします。全体会議の進め方についての確認をします。本日は作業部会が修正した、大項目「改廃等」の案を確認します。前回の全体会議と作業部会の議論の結果、中項目を「検証」と「改廃」の2つに分けています。その後、「前文」及び名称についての確認をします。「前文」については、前回の全体会議で意見をいただき、作業部会で議論した結果が、資料の「自治基本条例」前文(修正案)に書かれています。それを基に議論していただきます。配布した資料の中に、白岡町行政区長会からいただいた意見についての対応表があります。昨年度、行政区長会からこの会に対して意見をいただきました。その意見については、みなさんが全体会議で議論した中やワークショップの中で議論し尽くしています。そこで、行政区長会からいただいた意見への対応表を作りました。9月29日に行政区区長会があり、そこでどのように対応したかを発表させていただきたいと思います。以上です。

内山会長 では、議題に入ります。前回の作業部会を受けて作成した記録シートをご覧ください。大項目「改廃等」について検討します。本日、主に議論していただきたいところは、大項目「改廃等」、中項目「検証」、「改廃」という形にして良いかどうかについてです。前回とは違い、中項目を2つに分けています。その理由は、検証を主体として、その結果、改廃に結び付けていくという意見があったからです。ここについて何か意見はありますか。

遠藤委員 私は、検証委員会について書く必要はないと思っていましたが、みなさんが書きたいのであれば、それで良いと思います。

内山会長 中項目を2つに分けたことについては、どのように考えていますか。

遠藤委員 私は、「検証」を重要と考えていて、「改廃」については特に考えていませんでした。「改廃」については、通常の手続きで行うということで良いと思います。

藤巻委員 私は、この案に賛成です。

吉野委員 中項目「改廃」の内容を見ると、主語を「町長、議会及び町民は」にしています。町長と議会が主語に入るのとは当然だと思います。そこで、「町民」を主語の1つに入れたということは、直接請求をすることを考えているのでしょうか。

神田副会長 発議についても含めると、町民も直接請求することがあり得るということで主語に「町民」を入れました。

吉野委員 実際に改廃を行うときは、町長が提出することになります。

遠藤委員 町民が発議するとき、この条例の理念を最大限尊重して行うという意味です。非常に丁寧な書き方になっています。

内山会長 それに対して、吉野委員はどのように考えているのでしょうか。

吉野委員 主語に「町民」を入れると、直接町民自体が条例を改廃できるように読めます。それは違うと思います。

高澤課長 作業部会でも同じような意見が出ました。元々の案は「町長及び議会は」になっていました。副会長がおっしゃるように、発議についても含めるということから「町民」も主語に入りました。実際のことを考えると、法制担当とも相談しなくてはいけないと思います。

牛山教授 町民が理念を尊重しないで発議する場合は、どのような場合でしょうか。

遠藤委員 自分の利害が動機になって行う発議です。そのようなことを正確に書くと、長い文章になります。

牛山教授 この規定は手続きについてです。議会の出席議員の過半数があれば、条例の改廃を行うことができます。そのような手続きにおいて、条例の理念を尊重して改廃を行うということを規定しています。町民が発議する場合と議会と町長が改廃する場合では違ってきます。町民もこの条例の理念を尊重してほしいという意見も分かりますが、この条文は手続きにおいて条例の理念を尊重するという意味です。発議の動機がどのようなものに関わらず、大多数が支持すればそれも民意であり、自治の理念に合っています。仮に悪意から条例を変えたいと思っても、大多数に支持されれば、ここで規制することはできないと思います。

遠藤委員 動機の段階で考えると、他の項目の内容と重複します。

牛山教授 吉野委員の意見は、住民投票などを求める規定として読めるということでしょうか。

遠藤委員 主語に「町民」を入れることに違和感を覚えるという思いから発言したと思います。改廃の手続きについての規定なので、手続きに関わらない「町民」を主語に入れるのはおかしいという意見ですね。

牛山教授 案の「この条例を改廃しようとするときは」という書き方は、改廃の手続きについてのことです。改廃の意思についての規定ではないということを確認してよろしいでしょうか。改廃の手続きについての規定であれば、主語に「町民」は入りません。作業部会の方はどのように考えているのでしょうか。

内山会長 日下委員はどのように考えていますか。

日下委員 改廃を提案できるのは誰かを考えるべきです。私は原案で良いと思います。具体的に町民がどのような行動をとるのかは分かりません。しかし、基本的な考え方として、町民も改廃の提案ができることから、作業部会ではこのような案にしました。

牛山教授 町長と議会は、法令上条例の改廃を発議することができます。この条文は、改廃の際に、条例の理念を尊重してほしいということを書いています。住民が住民発議をして、法令に則って改廃の発議を行うことは、地方自治法の自治の理念に則って直接請求することになります。よって、この条例の理念に反して、改廃の手続きを踏むことが想定できません。また、まちづくりを住民参加で行うという条例の理念にも合っています。どのような意思で発議をするかについて書いている訳ではありません。条例の趣旨からすると、主語に「町民」を入れるべきではありません。

日下委員 実際に町民が改廃したいと思った時は、自ら議会に改廃を提案するのではなく、町長に提言することになります。そして町長が議会に提案することになります。

牛山教授 地方自治法では、50分の1の署名を集めて、改廃請求ができます。

日下委員 住民投票のようなイメージでしょうか。

牛山教授 住民発議です。50分の1の署名を集めると、町長が議会に諮ることになります。

日下委員 議会に提案するからには、条文の形にすることになります。それは誰が行うのでしょうか。

牛山教授 それは町長が行います。

日下委員 その場合は、町長に説明責任があるのでしょうか。

牛山教授 50分の1の署名を集めて改廃請求が行われると、町長は議会に諮ります。その際に、町長は自分の意見を付して提案することになります。町長が必要ないという意見を付して議会に諮ることも考えられます。

日下委員 そうであれば、主語に「町民」を入れても良いと思います。

神田副会長 この条例が施行されると、3分の1の請求をもって、住民投票を行うこともできます。

日下委員 町民が直接請求することはできないのでしょうか。

牛山教授 議会に提案するのは町長ですが、議会は直接請求者である町民の意見も聞くことになります。

日下委員 今の話を聞くと、「町民」を入れた方が良いと思います。

神田副会長 町民も改廃請求をできるということを、どのように条文化するかという議論ですね。町長と議会が改廃するのではなく、町民も改廃請求できることを書きたいという意見が出ています。手続きに限れば、主語は「町長、議会」になります。町民が改廃できる権限をどのように文章化するかを考えれば良いと思います。

牛山教授 それは、既に法令で定められています。みなさんの意見は、改廃するときに条例の理念を尊重してほしいということですね。つまり、この条例の最高規範性や尊重義務のことです。しかし、この条文は改廃の手続きについての規定です。よって、主語に「町民」を入れるべきではありません。

飯島委員 「町長、議会及び町民が」に修正すると、手続きの話になると思います。

高澤課長 作業部会でも同じような議論がありました。50分の1の署名を集めて改廃の請求ができます。この請求まで含めて、ここに書くのでしょうか。具体的に誰が発議して、誰が議決するかという手続きについて書くのでしょうか。作業部会としてもそのような議論をしました。作業部会では手続きだけではなく、町民の発議についても入れたいということで、このような案になっています。そのことが考え方に書かれています。「なお、ここでは、具体的に改廃する場合の「町長が発議し、議会がそれを議決する」という手続きのことではなく、この条例で規定している自治の理念やあり方に照らし、町民からも改廃の意思表示をする場合があり得るので、主語を「町長、議会及び町民は」にしました。」と書かれています。作業部会では、手続き以上のことを含めたいということで、このような案になっています。しかし、このような書き方ができるかどうかを法制担当と相談して検討したいということを作業部会の際に申し上げました。

遠藤委員 文章が長く、主語と述語が遠いと思います。町長と議会が改廃することと、住民が改廃することのレベルが違うので、主語に3つを並べることに違和感を覚えます。他の条文の考え方や趣旨に書くべきことだと思います。

牛山教授 繰り返しになりますが、改廃する際に、町長、議会に対して求めていることと、町民に求めることが違います。条例として、1つの条文に2つのことを書くわけにはいきません。また、この項目は「改廃等」という名称なので、手続きのことを書くことになります。確認ですが、他の項目で、町民がこの条例を尊重することを書いていますか。最高規範性については、どこに書くのでしょうか。

神田副会長 それは、「前文」で議論することになっています。

高澤課長 50分の1も住民の意思です。この条例の理念は何かを考えると、住民の意思に従って決めていくことだと思います。請求することに縛りをかけて、請求できることを書くことはおかしいと思います。手続き論であるということと、住民の意思を尊重するというのであれば、50分の1という請求手続きが住民自治であり、尊重するべきであると考えます。そうであれば、「町民」は入れない方が良いと思います。

飯島委員 仮に入れるのであれば、2段構えにしなくてはいけないということでしょうか。

高澤課長 そうです。

神田副会長 そうであれば、「町長」、「議会」も削除することで良いのではないのでしょうか。

牛山教授 この条文を書くことにより、町長と議会が通常の自治法の手続きに則って、町長と議会が思うままに改廃を行うことを諫めています。改廃の際に、町民の会を作って、町民の意見を聞いてほしいということを書いている条文です。町長の思いのままに改廃することや、議会の過半数の議決だけで改廃することをなるべく行わないようにし、住民の意見を聞いて改廃することを求めています。よって、「町長」、「議会」を削除するのではなく、ここに「町民」を入れるかどうかという議論になります。

神田副会長 そのために検証委員会を書きました。

牛山教授 検証委員会は4年に1回行います。これは、改廃についてではありません。この条例がしっかりと遵守さ

れているかを検証するのですよね。

遠藤委員 この条文を読むと、議会や町長が町民の意思を尊重する主体になっています。主語に「町民」を入れるのはおかしいと思います。

内山会長 「町民」という言葉を除いて考えると、この条文の趣旨が分かります。その場合、町民の改廃を求める意思をどこで保障するかが問題になります。そこで、過去に議論した文面に町民の意思を保障する文面があるかどうかを考えます。大項目「町民」の中項目「責務」の「町民は、まちづくりに関し、自らの発言や行動に責任を持たなければなりません。」と書いています。「責任を持たなければなりません」を広義に解釈すると、そこに含まれるかもしれませんが。町民が改廃をしたいと思った時に、他の項目で保障されていれば、「町民」を削除することで良いと思います。

遠藤委員 私は、「町民」を削除することに賛成です。例えば、「町民」を主語にするのであれば、「町民は、この条例を改廃するときは」になります。この条例を改廃する時は、自治が実現しています。改廃の意思を表示する状況があれば、自治基本条例が実現されています。

牛山教授 住民が発議すること自体が、この条例の理念に合っているということです。

遠藤委員 そうであれば、ここに「町民」を入れることが可能でしょうか。

牛山教授 これは縛りをかける条文です。町民に縛りをかけることが必要でしょうか。尊重や最高規範性は「前文」で検討することになっています。「前文」に入れれば尊重されます。

内山会長 この条文の趣旨を考えると、牛山教授のアドバイスが適当だと思います。「町民」を削除して、「町長、議会は」に変更することでよろしいでしょうか。町民については触れなくても良いですか。では、合意とします。

牛山教授 そのように合意したのであれば、考え方の記述を修正するべきです。

内山会長 その前にまず、趣旨を検討します。趣旨には、「この条例を改廃しようとする場合、町長、議会、及び町民は、この条例の理念に照らし合わせて行うことを明確にした項目です。」と書かれています。ここの主語も「町長、議会」にして、「及び町民は」は削除することになります。

考え方を検討します。考え方には、「この条例は、町政運営のことだけではなく、町民の生活の中で関わる自治について規定したものです。この条例が最高規範であり、町民が参加して本条例の素案を作成した経過を考えると、頻繁に改廃すべきではないと思います。しかし、この条例が、時代や社会情勢の変化に則し、白岡町にふさわしいものにするため、改廃が必要な場合が考えられます。その場合には、この条例で規定している自治の理念やあり方に照らし、それを尊重して行う必要があります。なお、ここでは、具体的に改廃する場合の『町長が発議し、議会がそれを議決する』という手続のことではなく、この条例で規定している自治の理念やあり方に照らし、町民からも改廃の意思表示をする場合があり得るので、主語を『町長、議会及び町民は』にしました。」と書かれています。最後の3行を削除することでよろしいですか。では、合意とします。

遠藤委員 1行目についてもおかしいと思います。「条例」を修正した方が良いと思います。ここには、「町民の生活の中で関わる自治」については書いていません。

牛山教授 「この条文」と書いている訳ではなく、「この条例」と書いているので、このままで良いと思います。この条例には「町民の生活の中で関わる自治」について書いています。

広辺委員 1行目については、削除しても思いが通じると思います。

内山会長 1行目を削除すると、「この条例が最高規範であり、町民が参加して本条例の素案を作成した経過を考えると、頻繁に改廃すべきではないと思います。しかし、この条例が、時代や社会情勢の変化に則し、白岡町にふさわしいものにするため、改廃が必要な場合が考えられます。その場合には、この条例で規定している自治の理念やあり方に照らし、それを尊重して行う必要があります。」になります。私も1行目を削除しても通じると思います。

牛山教授 今の議論を踏まえると、中項目「検証」の趣旨を「この条例の検証をする場合、町長、議会はこの条例の定める自治の理念に照らし合わせ、広く町民の意見を踏まえ、行うことを求めた項目です。」にするべきです。その

ように修正すると、町民の意見を聞いてほしいというみなさんの意見が反映されます。

日下委員 先程、最後の3行である「なお、ここでは、具体的に改廃する場合の『町長が発議し、議会がそれを議決する』という手続のことでなく、この条例で規定している自治の理念やあり方に照らし、町民からも改廃の意思表示をする場合があり得るので、主語を『町長、議会及び町民は』にしました。」を削除するということでしたが、活かすべきです。「なお、ここでは、具体的に改廃する場合の『町長が発議し、議会がそれを議決する』という手続のことでなく、この条例で規定している自治の理念やあり方に照らし、町民からも改廃の意思表示をする場合があり得ます」に修正するべきです。町民からも改廃の意思表示ができることを明確に謳うべきです。

牛山教授 それは、この条文の趣旨ではありません。

日下委員 そのように書くと、町民も分かりやすいと思います。

遠藤委員 考え方について修正するのであれば、「なお、ここでは、具体的に改廃する場合の『町長が発議し、議会がそれを議決する』という手続のことであり」という修正になります。そして、「町民が発議することは、この条例の自治の理念を尊重している」と書くべきです。しかし、そのようなことを書くと、この条文の説明ではなくなってしまいます。

日下委員 町民が改廃の意思を表示できることを明確にした方が良いと思います。

広辺委員 それは住民投票があるので、「改廃」で盛り込む必要はないと思います。町長と議会がどのような責任において行うかという手続きだけを書くべきです。

遠藤委員 この条例の改廃ができるということを書くのであれば、町民の責務の考え方に入れた方が良いと思います。

日下委員 主語から「町民」を削除すると、当然のことを書いた条文になります。

牛山教授 当然のことを書いている訳ではありません。議会の過半数で条例の改廃ができますが、自治基本条例は自治体の最高規範になるので、改廃のハードルを厳しくするべきという意見もあります。学者によっては、住民投票を行わないと改正できないようにした方が良いという意見の方もいます。ただ、それは、法令上、難しいと思います。そこで、この条文を書くことによって、このような会を設けて、条例の改廃についての町民の意見を聞くことを求めています。当然のことを書いている項目ではありません。町長や議会は、このような会を設け、意見を聞いて、反映させるという努力を求められます。そのようなことから、中項目「検証」の趣旨を変えることで、みなさんの意見を反映するという提案をしました。

内山会長 中項目「検証」の趣旨を「この条例を改廃しようとする場合、町長、議会はこの条例の自治の理念に照らし合わせ、広く町民の意思を踏まえて行うよう求める項目です。」に修正するという提案でした。この文面でもよろしいでしょうか。では、合意とします。先程、日下委員から考え方の最後の3行を残すという意見が出ましたが、ここでは削除することでよろしいでしょうか。では、合意とします。中項目「改廃」の議論はこれでよろしいですね。中項目「検討」について、他に意見はありますか。内容は、「町長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、町民の参加による検証委員会を設置して、この条例で規定する自治のあり方を検証しなければなりません。」と書かれています。趣旨は、「この条例で規定する自治のあり方が、実際の施策等で実行されているかについて、町民の参加による検証委員会を設置して定期的に検証することを明確にした項目です。」と書かれています。

牛山教授 「条例の施行後4年を超えない期間ごと」という文章は正しいのでしょうか。「条例の施行後」は削除するべきです。施行するのは1回なので、この文章は修正するべきではないでしょうか。

内山会長 ワークショップの案にはこの後に文章がありました。改廃をして、議会で議決されて施行後4年以内などの意見がありました。「施行後4年を超えない期間ごと」を謳っていることはおかしいと思います。町長は4年を超えない期間ごとに、町民の参加による検証委員会を設置して、この条例で規定する自治のあり方を検証しなければなりません。」に修正することでよろしいでしょうか。では、合意とします。考え方は「この条例で規定した住民参画条例や住民投票条例を含め、自治のあり方が、実際の施策や活動の中で実行されているかを検証することが大

事です。また、時代や社会情勢の変化に則し、その時の白岡町にふさわしいかの検証も行う必要があります。これらの検証を行うため、検証委員会を設置し、この検証委員会に町民が参加していくことで住民自治の前進を図ります。なお、町長の任期等を考慮して『4年』としました。」と書かれています。ここについての意見はありますか。

牛山教授 細かいですが、「この条例で規定した住民参画条例や住民投票条例」ではなく、「この条例で策定することを規定した住民参画条例や住民投票条例」です。

内山会長 正確には、「この条例で策定することを規定した住民参画条例や住民投票条例」ですね。それ以外について意見はありますか。

古嶋委員 検証委員会を設置すれば、それで良いのかどうか疑問に思います。何かを決める時に、個別に委員会を設置して、その議論で決めていくことでいいのでしょうか。

内山会長 検証することは他の委員会でもできます。

古嶋委員 全住民のアンケートも難しいと思いますが、検証委員会だけで決めないようにしていただきたいと思います。

牛山教授 名称についてですが、みなさんは「検証委員会」にしたいと考えているのでしょうか。そのように考えているのであればこの文面で良いですが、他の名称にしたいのであれば、「検証委員会」を「委員会」にした方が良いと思います。

飯島委員 「検証委員会」にした方が意思の強さを感じます。

牛山教授 他の自治体では「自治推進委員会」にしている例もあります。

遠藤委員 「検証委員会」を固有名詞のように考えずに、検証するための委員会と考えています。

牛山教授 そうであれば、ここは「検証委員会」ではなく、「委員会」と書くことになります。

遠藤委員 検証のためだけに委員会をつくるのか、既にある委員会に付託して、検証するののかの2つの選択肢が考えられます。

牛山教授 このような条文であれば、新たに検証するための委員会を作るように読めます。検証するための委員会であれば、「検証委員会」を「委員会」に修正することになります。しかし、みなさんが強く名称を付けたいと思うのであれば、その名称を書くべきです。

遠藤委員 行政区や自治会をどのようにするかを行政と考えていくのであれば、問題は山積しています。そこで、名称をつけて、常設にするということもあり得ます。

牛山教授 例えば、条例の施行後に、住民投票条例などがしっかりと作られているかなどを検証する委員会です。もしくは、行政が行政区を活発に支援しているかどうかなどを検証することになります。その委員会の名称を付けるのでしょうか。付けるのであれば、どのような名称にするのでしょうか。これらを決めていただければ良いと思います。

神田副会長 過去の議論に、この委員会には、検証すること以外にも、この条例を住民に普及させることも役割の1つにありました。

高澤課長 作業部会の案では、最初の4年は常設で行い、その後は、4年ごとにしたいということでした。しかし、それを条文化することは難しいということで、4年ごとの検証にしました。そして、4年ごとにしたことで、普及させるという役割が合うのでしょうか。

牛山教授 普及しているか、定着しているかどうかを検証することも考えられます。

内山会長 検証することが実現されるのであれば、どのような名称でも良いと思います。そのような意味では、「検証する委員会」という言い方もあり得ると思います。

神田副会長 「委員会」が良いと思います。

野口委員 ここの「検証」は、条例が正しく施行、運営されているかを検証するという意味でしょうか。

牛山教授 それが1つの意味です。また、先程の神田副会長のお話にあったように、町民や行政にこの条例が普及

しているか、定着しているかを検証するという意味も含まれています。

野口委員 「検証」を辞書で引くと、「実際に調べて証明すること」、「仮説から論理的に導き出された結論を事実の観察や実際の結論と照らし合わせ、その仮説の真意を確かめること」と書かれていました。言葉としては分かりますが、本来の意味とは違うのではないのでしょうか。

内山会長 野口委員は、この「検証」という言葉をどのようにイメージしますか。

野口委員 明確なイメージが浮かびません。

内山会長 検証しなければいけないというイメージは沸きますか。

野口委員 それは分かります。

牛山教授 条例で規定されている自治のあり方があります。その通りになっているかを調べるということです。この委員会の役割がそれを調べることです。また、町民や行政、議会などにこの条例が普及、定着しているかを調べることも役割の1つです。ここでは書いていませんが、通常は規則を定めて、委員会の設置内容を書きます。細かい話ですが、どのようなことを行うかについて書くということも考えられます。また、その都度、町長が決めるということも考えられます。この条文を書く、その都度何をやるかを決めるのでしょうか。

高澤課長 基本形を1つ作り、必要があれば、改訂することになると思います。

牛山教授 いつ委員会を設置するか分からないので、条例が施行されるときに規則ができていない必要はないということでしょうか。

高澤課長 そうです。住民参画条例や住民投票条例の方が先になると思います。

牛山教授 おそらくこの条例が施行されて3、4年経過した後に、規則を作り、条例に規定されている委員会を設置することになります。そこに委員会が何をやるかが書かれています。その規則は委員会が終われば廃止されるのでしょうか。

高澤課長 おそらく残すと思います。単独の組織が良いのか、他の組織と兼ねて所掌事務の中に入れるのが良いのかは悩んでいるところです。

遠藤委員 常設に近い委員会に付託して、期限を決めて評価してもらうというイメージだと思います。

高澤課長 例えば、住民協働の委員会を変えて、検証してもらうというイメージがあります。

牛山教授 そのようにするのであれば、その委員会を永続的に設置しておくという縛りをかけることになります。

遠藤委員 そのような役割を担う委員会があれば、そこに付託します。無ければ新しく設置することになります。

神田副会長 新しく設置することになると思います。この条例は最高規範であり、それを検証する委員会なので、新しく作るべきです。

日下委員 「検証」と言っても具体的にイメージができません。監査のようなヒアリングをするイメージをもって、検証委員会を作るべきです。全てについて検証するのではなく、検証すべき事項についてのみ集まって議論すべきです。業務監査のようなイメージだと思います。

内山会長 実際に検証する場合は様々なやり方があると思います。既存の委員会に審議してもらうこともあり得ます。それについては町長に任せることで良いと思います。自治基本条例の理念に則したやり方を期待したいと思います。

日下委員 該当する部署の長や民生委員などの意見を聞きながら行わなければいけないと思います。

牛山教授 この条文の委員会が何をすることは、町長の意思を反映したものになります。おそらく町長が諮問したいことがあると思います。その時は、自治の理念が実現されているかどうかという抽象的な話ではないと思います。他の自治体では、各委員がテーマを出し合って、説明責任が果たされているかを調査したり、協働が推進されているかを検証したりしました。4年以内に行いなさいという規定なので、町長によってはテーマを決めていない人もいられるかもしれませんが、意識的に活用する人もいられるかもしれません。町長に任せたい書き方になっています。

内山会長 では、名称をどのようにするかについて議論していただきたいと思います。中項目は「検証」になっていま

す。それを踏まえ、**「委員会」**にしても良いと思います。

五十嵐委員 私は、「検証」という言葉をどこかに残してほしいので、「検証を行うための委員会」でも良いと思います。

広辺委員 私は、「検証」を削除して**「委員会」**で良いと思います。

神田副会長 文末の「検証しなければなりません」は活かしてほしいです。

内山会長 「検証委員会」という名称は、「委員会」にすることでよろしいでしょうか。「町長は、4年を超えない期間ごとに、町民の参加による委員会を設置して、この条例で規定する自治のあり方を検証しなければなりません。」でよろしいでしょうか。では、合意とします。同様に、趣旨についても、「この条例で規定する自治のあり方が、実際の施策等で実行されているかについて、町民の参加による委員会を設置して定期的に検証することを明確にした項目です。」と修正することでよろしいでしょうか。考え方は、「この条例を策定することを規定した住民参画条例や住民投票条例を含め、自治のあり方が、実際の施策や活動の中で実行されているかを検証することが大事です。また、時代や社会情勢の変化に則し、その時の白岡町にふさわしいかの検証も行う必要があります。これらの検証を行うため、委員会を設置し、この委員会に町民が参加していくことで住民自治の前進を図ります。なお、町長の任期等を考慮して『4年』としました。」でよろしいでしょうか。ここに副会長の意見である「普及」、「定着」という言葉を入れてみてはいかがでしょうか。

広辺委員 細かい話になりますが、「これらの検証を行うため、委員会を設置し、この委員会に町民が参加していくこと」という文章をもっと簡潔にするために、「これらの検証を行うため、町民参加による委員会を設置し、住民自治の前進を図ります。」にした方が分かりやすいと思います。

日下委員 「委員会を設置し」と書くと、新たに委員会を設置することになります。既存の委員会に付託しても良いということであれば、「設置し」を削除した方が良いと思います。

遠藤委員 「設置し」と書いておいて、運用は他の委員会に行ってもらうこともあり得ます。

牛山教授 今の段階では、代わりに検証する委員会が想定できるのでしょうか。

高澤課長 住民協働町民推進会議が想定されます。

牛山教授 その委員会もいつまでであるのか分からないので、その時々に適した委員会があれば、そこに付託するというのでしょうか。「設置し」と書くと、新たに委員会を作ることになります。

日下委員 遠藤委員の言うように、新たな委員会を設置しておいて、運営については既存の委員会を使うことも考えられるということが良いと思います。

内山会長 考え方の後半部分については、「これらの検証を行うため、町民が参加する委員会を設置し、住民自治の前進を図ります。なお、町長の任期等を考慮して『4年』としました。」に修正することでよろしいでしょうか。

牛山教授 「4年」ではなく、「4年を超えない期間ごと」と修正した方が良いと思います。

橋本委員 「4年を超えない期間ごとに必要に応じて」と修正するべきです。4年間の中で2回、3回行うことができるような文面にすることはできないのでしょうか。

高澤課長 「4年を超えない期間ごと」と書くと、4年間の中で2回も3回もできます。

牛山教授 4年以内に行うという意味なので、2年目に行った後、1年後に行っても良いという意味です。4年間の中で1回しかできないということではありません。「4年を超えない期間ごとに必要に応じて設置することができる」ということを書くと分かりやすいです。「4年を超えない期間内に」にした方が分かりやすいでしょうか。

高澤課長 そうすると、1回しか設置できないように読めます。

遠藤委員 「4年を超えない期間ごとに」のように「ごと」を入れないと繰り返しになります。

牛山教授 「ごとに」を入れると4年目に1回設置することを繰り返していくイメージになります。「4年を超えない期間の内に必要に応じて」とするべきです。

高澤課長 そのように書くと、1回設置して終わりになります。

遠藤委員 4年超えない内に1回設置すると、また次の4年間が始まります。法制執務に任せた方が良いと思います。

牛山教授 法制担当に任せることにして、「4年を超えない期間の内に必要に応じて設置します。複数回の設置も考えられます。」ということを書き方に書いておくべきです。

内山会長 考え方の最後の2行を「これらの検証を行うため、町民が参加する委員会を設置し、住民自治の前進を図ります。4年を超えない期間の内に必要に応じて設置します。期間内に複数回設置することも想定されます。」と修正することによろしいでしょうか。

牛山教授 主語として「町長は」を入れ、「これらの検証を行うために町長は、町民が参加する委員会を設置し、住民自治の前進を図ります。4年を超えない期間の内に必要に応じて設置します。期間内に複数回設置することも想定されます。」に修正すべきです。

内山会長 今のアドバイスのように進めます。ここで、10分間休憩をします。11時5分から開始します。

* * * * *

内山会長 大項目「改廃」の中項目「検証」、「改廃」という項目名については、このままでよろしいでしょうか。では、合意とします。これから「前文」についての議論をします。名称は「白岡町自治基本条例」となっていますが、この名称についても本日議論することになっています。前文を読み上げます。「白岡町では、先人たちにより美しい自然環境や数々の歴史・文化が創られ、豊かな人間関係を育むまちづくりが展開されてきました。私たち町民は、それらのすぐれた業績を発展させ、次世代に引き継ぐ必要があります。地方分権が進む中、白岡町は、新たな公共*を担う住民自治の推進、地域課題解決に向けたコミュニティの振興、少子高齢化社会への対応、地産地消の産業振興など、数々の課題に町民と協働して取り組むことにより、安全安心で持続可能な循環型社会を創造していきます。私たち町民は、自ら学び自らを向上させながら互いを認め尊重し、自分たちのまちは、自分たちの手でまちづくりを推進していきます。そして、白岡町の町政運営における町民の参画と協働を自治の原則として定め、町民主体の自治を実現するため、町民、議会、行政がそれぞれの役割と責任を果たしていきます。そこで、“誰にも優しい思いやりがあり暮らしやすいまち白岡”を目指し、ここに白岡町の最高規範として『白岡町自治基本条例』を制定します。」となっています。ここについて、意見はありますか。

嶋津委員 2行目の「それらの優れた業績」を「それらの優れた社会」にした方が良いと思います。また、「新たな公共*」というように「*」が付いていますが、これは説明をするために付けているだけであり、本文には無いという理解でよろしいでしょうか。

内山会長 それはこれから議論しなければいけません。おそらく、条例の形態からすると「*」は削除されると思います。

嶋津委員 これは、条文を説明する際に、本文には入らないという理解でよろしいでしょうか。

内山会長 それはこれから議論しなければいけないと思います。「定義」などの項目に残すことも考えられます。

高澤課長 「前文」は条例の一部になる本文です。当然、条例の本体に「*」は入りません。また、定義で明確に定める方法も考えられます。条例の解説の手引きなどには入れることも考えられます。

内山会長 「業績」を「社会」にするという意見についてはいかがでしょうか。

神田副会長 「社会」に修正することで、どのようなイメージになるのでしょうか。

嶋津委員 「業績」は成果の一面であり、我々が作る条例は「業績」よりも「社会」の方が合うと思います。

神田副会長 「優れた社会を発展させ」と書くと、イメージが沸きません。

嶋津委員 「美しい自然環境や数々の歴史・文化が創られ、豊かな人間関係を育むまちづくりが展開されてきました。」が「社会」です。

神田副会長 最初に「優れた」という言葉が適当かどうかの議論がありました。

遠藤委員 「優れた面や点」という抽象的な言葉にするべきです。

牛山教授 前の文で、「美しい」や「豊かな」という言葉が入っているので、優れていることが自明です。それを踏まえ、
「それらの優れた地域の特質を発展させ」にはいかがでしょうか。

神田副会長 「地域」に「社会」という意味も入ります。

内山会長 では、「私たち町民は、それらの優れた地域の特質を発展させ、次世代に引き継ぐ必要があります。」に
することでよろしいでしょうか。では、合意とします。それ以外について意見はありますか。

牛山教授 「地方分権が進む中」と書いてあります。例えば、10年経っているだけで「地方分権が進む中」と書いて
良いのでしょうか。さらには、「地方分権」が進んでいるのかどうかという問題もあります。この言葉は状況の説明に
なります。前文には意思を示す言葉を入れた方が良いと思います。例えば、「白岡町は地方自治の発展を目指
し」などの文章が考えられます。

内山会長 第2段落を「白岡町は地方自治の発展を目指し、新たな公共を担う住民自治の推進、地域課題解決に向
けたコミュニティの振興、少子高齢化社会への対応、地産地消の産業振興など、数々の課題に町民と協働して取
り組むことにより、安全安心で持続可能な循環型社会を創造していきます。」にすることでよろしいでしょうか。

牛山教授 起草案として、「新たな公共」を入れたいということでしょうか。

内山会長 なぜ、自治基本条例が必要かを町民のみなさんにご理解していただくために、1つの根拠になるから入
れたいという意見です。

遠藤委員 「新たな公共心」であれば分かりやすいと思います。「新たな公共」は説明をしないと分からないと思いま
す。

内山会長 「新たな公共」という言葉が無くても分かるという意見もありました。削除した場合は、「白岡町は地方自治
の発展を目指し、住民自治の推進、地域課題解決に向けたコミュニティの振興、少子高齢化社会への対応、地産
地消の産業振興など、数々の課題に町民と協働して取り組むことにより、安全安心で持続可能な循環型社会を創
造していきます。」となります。削除することでよろしいでしょうか。

古嶋委員 「新たな公共」の代わりに、今あるものを何とかして、よりよい町にするという文章が入ります。新しいものを
取り入れるという文を入れたいと考えています。また、「循環型社会」という言葉は、一定のものが循環するというイ
メージがあります。白岡町だけが良くなるのではなく、広域での協力を行っていることを表現したいです。

内山会長 広域的な考え方については過去に議論したことがあります。

高澤課長 大項目「行政」の行政運営の項目に書いていると思います。

古嶋委員 広がりのある言葉で書いてほしいです。

日下委員 「安全安心で持続可能な循環型社会を創造する」ということが、この条例の目的であり、大事なことだと思
います。今の意見は、近隣の市町村との連携についての意見ですね。

野口委員 将来は7つの市町村が一緒になって、広域消防ができるようです。そのような意味からすると広域的に協
力する動きはあります。

牛山教授 条文の中に、広域連携のことが書かれています。それを自治の理念として前文に書く必要があるかを考
えるべきです。広域連携は行政の仕事の仕方についてです。条文で行政を広域的に行うことを規定しているので、
改めて、自治の理念として広域連携を入れるかどうかを考えるべきです。私は、条文に入っていれば、それで良い
と思います。

遠藤委員 「新たな公共」に代わるような概念がないと、住民自治の推進を担う考えがなくなってしまう。一番大
切なことは、住民の心の持ちようです。そのことを書かないと「住民自治」と書いても意味がありません。そこをど
のように書くかを検討するべきです。また、このままでは、自分が何をすべきかを考えずに読んでしまいます。「新
たな公共」についても読む人を巻き込むことができないように感じます。

牛山教授 憲法に「地方自治」は「団体自治」と「住民自治」であると書いているので、「地方自治」を書くと、「住民自治」を書く必要がありません。しかし、「新たな公共を担う住民自治」と書くと、どのような意味が分かりません。

高澤課長 「新たな公共」の説明に、「近年では、公共の概念を行政範囲に限定せず、町民の自発的な活動により提供されるサービスや町民と行政の協働により提供されるサービス」と書かれています。協働については、前文に「町民と協働して」と既に入っています。「自発的」ということが抜けてしまっていますが、「新たな公共」が無くても、「住民自治の推進」を住民の意向に基づきと読めば意味は通ると思います。

遠藤委員 「住民の自発的な活動による住民自治の推進」というように重複した文になったとしても明記するべきです。町民の自発的な活動が少ないので、そのようなことが明記されないと、自分のことだと読めないと思います。

高澤課長 大項目「地域自治とコミュニティ」で議論になったことですが、住民の自治と地域における自治についての話です。「住民の自治の推進」であれば、住民の意向を大切にします。例えば、「地域課題解決に向けたコミュニティの振興」を「地域課題解決に向けた地域自治の振興」に修正すると、行政運営における住民自治の推進と地域自治の推進という意味になります。

牛山教授 「住民自治」と書くと、比較的意味内容が固まります。「住民参加の推進」はいかがでしょうか。「白岡町は地方自治の発展を目指し」に「住民自治」が含まれます。また、「住民」と「町民」の整合性が取れていません。意図的に分けているのでしょうか。あるいは「町民参加の推進」にすることも考えられます。このように書くと、町民の自発性も含まれます。

古嶋委員 何に参加するのでしょうか。

牛山教授 それは、町政や公共サービスなどの様々なことです。

遠藤委員 「新たな公共」を使わないということでしょうか。

牛山教授 「新たな公共を担う住民自治」が分かりにくいです。

遠藤委員 「新たな公共を担う町民参加」にしてはいかがでしょうか。

牛山教授 そのように書くのであれば、良いと思いますが、「新たな公共」が一般的に理解できるかが問題です。「新たな公共」という言葉を使うのであれば、「住民自治」ではなく、「町民参加」を使った方が分かりやすいです。

遠藤委員 「新しい社会をつくる町民参加」などの分かりやすい言葉にしてはいかがでしょうか。

牛山教授 「広く町民が公共を担う活動の推進」や「広く公共を町民が担う体制の整備」、「いかにして町民が広く公共を担うのか」などの分かりやすい文に変えることも考えられます。

日下委員 「新しい公共」の説明文を用いて、「住民の自発的な活動」という表現を「新しい公共」の代わりに使えば分かりやすいと思います。

牛山教授 課題の1つとして書くことを考えると、「住民の自発的な活動への参加」にするべきです。

日下委員 「住民の自発的な活動」と書くと、新たな公共のことも包含していて分かりやすい言葉です。

嶋津委員 先程の意見にあった、「町民参加の推進」が分かりやすいと思います。

野口委員 「地産地消の産業振興」と書かれています。抽象的であり、どのようなイメージでしょうか。

内山会長 前文が書いている資料の2ページ目をご覧ください。左側が原案、右側が修正案になっています。左側には、「農業を中心とした産業育成・伝統行事や習慣」というように、「農業」を前面に出して書いていました。しかし、前回の全体会議で前文を簡潔にしてほしいという意見があったので、その結果、今回の案になっています。「産業」を広く捉えて書いています。

神田副会長 地産地消の中心は農業です。地域で生産した物を地域で消費するというイメージです。地産地消ということ考えると、白岡町に求められていることは農業になります。

嶋津委員 今の白岡町において、農業の占める割合は低くはないはず。そうであれば、「産業」で括るのではなく、「農業・産業振興」のように書いても良いと思います。

神田副会長 「地産地消の農業振興など」としてもおかしくないと思います。白岡町の実態を見ると、農業が中心で

す。

日下委員 これからも農業を発展させていかないといけないことも分かります。しかし、次のステップを考えると、工業、商業なども考えていかなければいけません。特定のものを強調するべきではありません。私は、原案で良いと思います。

内山会長 先程の「新たな公共」をどのようにするかの議論に戻ります。

遠藤委員 私は、「広く町民が公共を担う町民参加の推進」が良いです。

神田副会長 「地方自治の発展を目指し」が入っているので、「町民参加の推進」だけで良いと思います。

遠藤委員 「広く公共を担う町民参加の推進」でも良いと思います。

五十嵐委員 「公共」という言葉を用いるよりも、「町民参加の推進」と書く方が馴染みやすいです。

遠藤委員 「公共」と「参加」の関係がなくなってしまう。「新たな公共」の代わりに書くとすれば、「公共」を使った方が良いと思います。また、文章の長さについても留意する必要があると思います。

牛山教授 仮に書くのであれば、「広く町民が公共を担う社会の構築」などはいかがでしょう。

遠藤委員 公共を担う主体が町民であることを表現したいです。

神田副会長 そうであれば、「公共を担う町民参加」はいかがでしょう。町民参加は公共を担うためだと思います。

牛山教授 書くのであれば、「公共を担う体制の構築」などの表現にするしかないと思います。

古嶋委員 「参加」の中に担う意思があることが含まれば、それで良いと思います。しかし、「参加」と言うと、そこに居れば良いと読まれることもあるかもしれません。

牛山教授 参加と公共を並べなくても良いと思います。広く公共を担う体制づくりが必要であるということを強調したいのか、そうではないのかによって、文面が変わってきます。

遠藤委員 地方自治の発展よりも、「広く町民が公共を担う社会の構築を目指し」を2段落目の最初に書けば良いと思います。

内山会長 集約したいと思います。「広く町民が公共を担う社会の構築」を「地方自治の発展を目指し」の代わりに使うというのが遠藤委員の意見です。

牛山教授 「社会」を「地域社会」にするという考え方もあります。

神田副会長 私は、「地域社会」にした方が良いと思います。

内山会長 「白岡町は、広く町民が公共を担う地域社会の構築を目指し」の後はどのようにしますか。

遠藤委員 「地域課題解決に向けた」につなげれば良いと思います。

内山会長 「白岡町は、広く町民が公共を担う地域社会の構築を目指し、地域課題解決に向けた」に修正するという意見が出ていますが、いかがでしょう。

高澤課長 「地域社会の構築を目指し」と書いていますが、第2段落の最後は「安全安心で持続可能な循環型社会を創造していきます。」になっています。目指す地域像が2つ入っています。また、「広く町民が公共を担う地域社会の構築を目指し」と書くと、それが第一の目標になり、その後に並べた語句が弱くなってしまいます。「広く町民が公共を担う地域社会の構築」に留めて、並列にした方が良いと思います。

日下委員 「目指し」を削除して、「地域社会の構築」にした方が良いと思います。最終目標は、持続可能な循環型社会の創造であるという文にするべきです。

日下委員 「白岡町は、広く町民が公共を担う地域社会の構築、地域課題解決に向けたコミュニティの振興、少子高齢化社会への対応」にしてはいかがですか。このような文章にしないと、目的が2つになります。

牛山教授 「地方自治の発展を目指し」は入れても良いのではないのでしょうか。前文の趣旨は、自治の理念を明らかにすることです。憲法で保障されている地方自治を目指して、持続可能な社会を作るという文でも良いと思います。

内山会長 「白岡町は地方自治の発展を目指し、広く町民が公共を担う地域社会の構築、地域課題解決に向けたコ

コミュニティの振興、少子高齢化社会への対応、地産地消の産業振興など、数々の課題に町民と協働して取り組むことにより、安全安心で持続可能な循環型社会を創造していきます。」という文章でよろしいでしょうか。

古嶋委員 「循環型社会」は入れるのでしょうか。

遠藤委員 「循環型社会」と「持続可能な」はセットのような言葉です。

神田副会長 「持続可能な社会」でも通じると思います。

牛山教授 文末を「持続可能な地域社会を創造していきます」にしてはいかがでしょうか。また、そのように修正すると、「広く町民が公共を担う地域社会の構築」と「地域社会」が重複するので、「広く町民が公共を担う地域社会の構築」を「広く町民が公共を担う地域づくり」に修正するべきです。

高澤課長 ここには様々な課題を並べています。「循環型社会」は環境のことを表現していると思います。これを削除するのであれば、どこかに「環境」という言葉を入れなければいけません。最後に「持続可能な環境に優しい社会」などの書き方が考えられます。

牛山教授 環境のことを書くのであれば、様々な課題に並べて書くことになります。

嶋津委員 「地産地消」という言葉を削除して、「農業、産業、環境など」にしてはいかがですか。

日下委員 「産業」は非常に広い概念であるので、「産業」に農業も工業も含まれます。白岡町はバランス良く発展していかなければいけないと思うので、「産業」という言葉だけで良いと思います。

牛山教授 例えば、「地産地消の産業振興」を「地域の特質をいかした農業産業振興、環境の保全など」にしてはいかがですか。

日下委員 ここに「農業」という言葉を出すのであれば、「農業、工業、商業」という言葉を出さないといけないと思います。

牛山教授 白岡町のみなさんが、農業をどの程度重要視しているのかを考えなければいけません。「工業、商業」を含んでいることを表すには、「地域の特質をいかした農業を始めとする産業振興」にするべきです。

日下委員 歴史的に見ると、農業が重要であったことは分かります。しかし、これからは工業、商業を中心にして発展していかなければいけないと思います。

嶋津委員 農業がしっかりしているから他の産業が発展していくという考え方もあります。また、商業の発展は難しいと思います。

日下委員 そのように決めつけてはいけません。

野口委員 農村社会の持つ多様性を尊重しなければいけないと思います。白岡町の面積を見ると、農村社会が占める割合は大きいと思います。

牛山教授 「地域の特質を生かした農業などの産業振興」にするか、「地域の特質を生かした産業振興」にするかを議論して、みなさんがどちらを選ぶかです。

嶋津委員 白岡町では、農業に携わる人が多いと思います。

日下委員 白岡町の中で、農業に従事している人口はどのくらいでしょうか。

野口委員 人数ではなく、農村社会の占める面積や多様性は尊重されるべきだと思います。

日下委員 農業従事者は1割もいないのではないのでしょうか。

嶋津委員 農業の位置付けが低いように感じます。農業を疎かにしないためにも、「農業」という言葉を書くべきです。

日下委員 農業の重要性は分かっていますが、産業の中で特定のものを書くべきではないと思います。

内山会長 例えば、20年後に白岡町を見て、「農業を始めとする産業振興」という言葉に違和感を覚えるかどうかという観点から考えてみてはいかがでしょうか。

牛山教授 ここには、みなさんがイメージする白岡町の地域像と目指すべき将来像の2つが入っています。農業従事者が占める割合で決めるべきではないです。皆さんの中で、将来の白岡町をイメージするのか、今の白岡町をイメ

ージするかです。「地域の特質を生かした産業振興」と書いても、説明に「農業は大事である」ということを書くことも考えられます。あるいは、ここに「農業」を書いた方が良いという意見もあると思います。

遠藤委員 自治基本条例であることを考えると、「産業振興と環境保全」のように書いても良いと思います。軽視している訳ではなく、ここにはそのようなことを書くところではないと思います。「持続可能な循環型社会」ではなく、「持続可能な地域社会」と書くと、社会の存続についてであり、違和感を覚えます。

牛山教授 おそらく「持続可能な社会」と書くと、成長管理のようなイメージを抱くと思います。

遠藤委員 「持続可能な循環型社会」と書いても、「持続可能な社会」と書いても、環境が大きく含まれているように感じます。

牛山教授 みなさんのイメージする循環型社会は、存続不可能な消費型の社会や、高層ビルに囲まれて日影ばかりの街ではなく、食糧を生産し、高齢者も暮らして行けて、高層ビルについてもコントロールしてまちづくりをしていくということだと思います。しかし、「循環型社会」と書くと、リサイクルなどのことをイメージするので、「持続可能」という言葉に含めるといった意見が出ています。

日下委員 私は「持続可能な安全安心な社会」にするべきだと思います。「循環型」と書くと、廃棄物利用や公害防止などのように再資源化をイメージします。

牛山教授 「持続可能な安全安心な社会」にしても、「安全安心な持続可能な社会」にしても、意味は同じです。

日下委員 「持続可能な安全安心な社会」の方が読みやすいと思います。

牛山教授 問題は、「農業」を書くかどうかについてです。「地域の特質を生かした」に農業が込められていると理解して「地域の特質をいかした産業振興」にするというこの提案についてはどのように思いますか。説明のところでは、「地域の特質とは農業であり、農業が大事である」ということを書くことでは合意できないでしょうか。

野口委員 日本の自給率は40パーセントぐらいです。私は「農業」という言葉を入れてほしいと思います。

嶋津委員 数字ではなく、農業を大事にしているのであれば、「農業」を入れて、「農業を始めとする産業振興」にするのが適当だと思います。

橋本委員 これからの白岡町は都市化していくので、「農業」は入れない方が良いでしょう。

嶋津委員 新しく白岡町に来た人はそのように思うかもしれませんが、地元の人はそのように考えていません。

日下委員 農業に従事している方は、そのように思うかもしれませんが、しかし、例えば商工会の方は「商業、工業を始めとする産業振興」にしてほしいと思うかもしれません。

牛山教授 これはお互いに妥協を図らなければいけません。みなさんの意見を聞いていると、「地域の特質を生かした農業の振興」と「商業」や「工業」を使った文を入れるという方法しかありません。まとめなくてはいけないので、農業についての文と、商業、工業についての文を2つ入れるしかありません。「地域の特質を生かした農業振興、これからのまちづくりのための商業、工業の発展」などのような文章が考えられます。

日下委員 入れるのであれば、そのようにまとめるべきだと思います。

吉野委員 その文章を削除してはいかがですか。課題を羅列しているので、数々の課題を羅列していくと切りがないと思います。

牛山教授 「農業」を入れてほしいという意見が出ているので、削除することは難しいと思います。みなさんが不満を残さずに合意をすることが大事です。

内山会長 予定の時間を過ぎました。ここでは、決定を先送りします。前文については、次回議論することになります。予定通りに進みませんでした。時間の関係で、本日の全体討議を終わります。

事務局が事務連絡をした後、作業部会のメンバーの方が残り、次回の作業部会の日程調整を行いました。